VI その他

小売販売業者の方の記帳

小売販売業者の方は、適正な手持品課税の申告手続が行えるよう令和９年３月25日（木）から令和９年４月８日（木）までの間、次の事項を日々記帳してください。

《記帳事項》
- 購入した製造たばこの区分ごとの数量、購入年月日並びに仕入先の住所及び氏名又は名称
 （ただし、仕入れに関する納品書等を保存している場合には、省略して差し支えありません。）
- 販売した製造たばこの区分ごとの数量及び販売年月日
- 返品した製造たばこの区分ごとの数量、返品年月日並びに返品先の住所及び氏名又は名称

注意事項

製造たばこの取扱数量が常時２万本未満であるなど、令和９年４月１日午前０時現在の製造たばこの所持数量が明らかに２万本未満であると認められる場合においては、日々の記帳によらず、一定期間（１か月以内）ごとのまとめ記帳によることとして差し支えありません。

小売販売業者の帳簿の記載例

年月日	仕入（取替えを含む）				販売		返品（取替えを含む）				参考（在庫数）	
	たばこの区分	数量	摘要	仕入先	たばこの区分	数量	たばこの区分	数量	摘要	仕入先	数量	
令和9年	紙巻	20×700箱		港区虎ノ門	紙巻	20×100箱	紙巻	20×10箱	取替え分	港区虎ノ門	紙巻	18,000本
3月25日	加熱式	10,000本		国税たばこ販売㈱						国税たばこ販売㈱	加熱式	12,000本
	パイプ	200g		○○支店						○○支店	パイプ	300g
3月31日	紙巻	20×300箱		同上	紙巻	20×200箱					紙巻	20,000本
					加熱式	2,000本					加熱式	10,000本
					パイプ	100g					パイプ	200g(200本)
4月8日	紙巻	20×500箱		同上	紙巻	20×100箱					紙巻	25,000本
											加熱式	10,000本
											パイプ	200本

加熱式たばこは換算後の本数を記載します（葉巻たばこも同様です）。

仕入れに関する納品書等を保存している場合には仕入欄の記帳は省略して差し支えありません。

この数量（本数換算後の合計本数）が２万本以上である場合に手持品課税の対象となります。

（注）営業所を２以上有する場合には、各営業所で所持数量を全て合計して２万本以上かどうかを判定します。

VI その他

コンビニエンスストア等のフランチャイズ・チェーン加盟店の誤りやすい事例

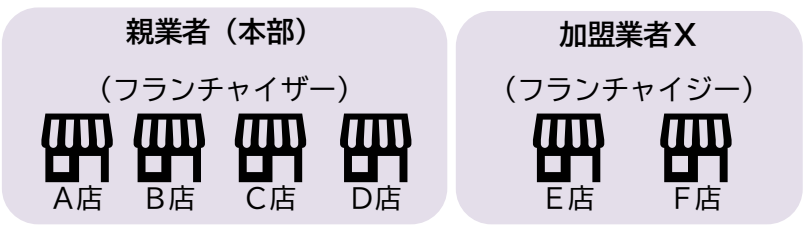
フランチャイズ加盟店等の納税義務者

たばこ税の手持品課税の納税義務者は、所持本数等の要件を満たす製造たばこの販売業者又は製造者であり、製造たばこの販売業者には、たばこ事業法の規定に基づき財務大臣の許可又は登録を受けた、小売販売業者、卸売販売業者及び特定販売業者が該当します。

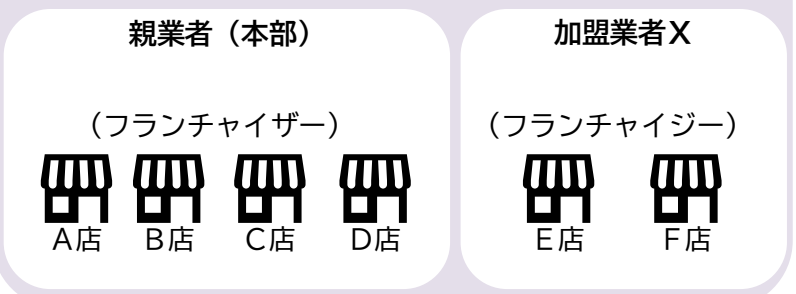
コンビニエンスストア等のフランチャイズ・チェーン加盟店の方で、フランチャイザーである親業者（本部）が製造たばこの小売販売業の許可を受けている場合には、親業者（本部）が納税義務者となります。

また、フランチャイジーである加盟業者が、自ら小売販売業の許可を受けている場合には、その加盟業者が納税義務者となります。

親業者（本部）が製造たばこの小売販売業の許可を受けている場合



納税義務者（申告者）＝親業者（本部）



加盟業者が製造たばこの小売販売業の許可を受けている場合



納税義務者（申告者）＝加盟業者Y



続き

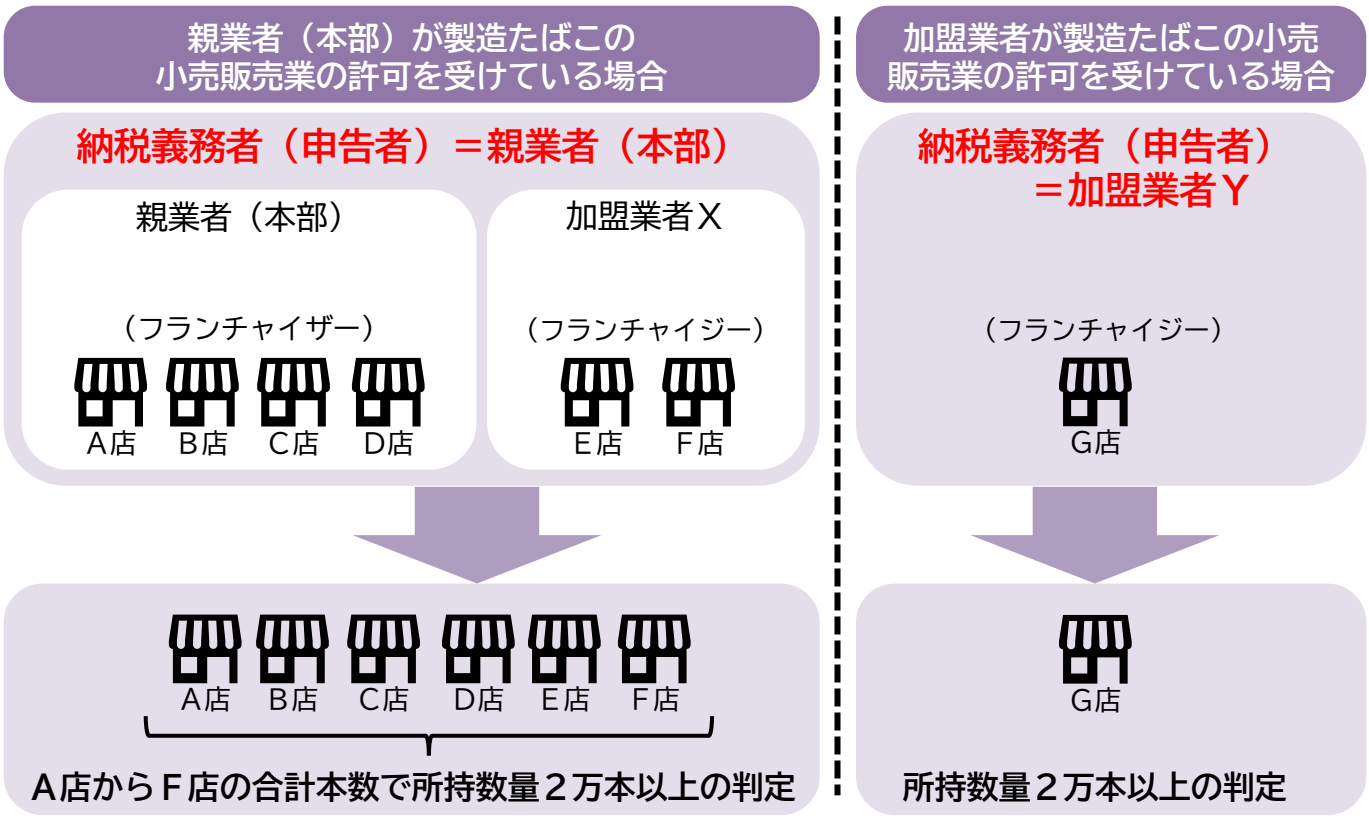
Ⅵ その他

フランチャイズ加盟店等の所持数量の判定について

たばこ税の手持品課税は、令和９年４月１日午前０時現在において、合計２万本以上の製造たばこを販売のために所持している場合に、その所持する製造たばこに課税されるものです。
この２万本以上であるかどうかの判定については、店舗ごとに行うのではなく、小売販売業の許可を受けている製造たばこの販売業者ごとに行うこととなります。

したがって、フランチャイザーである親業者（本部）が製造たばこの小売販売業の許可を受けている場合には、フランチャイザーである親業者（本部）とフランチャイジーである各加盟業者の店舗が所持する販売用の製造たばこの合計本数によって所持数量２万本以上の判定を行います。

また、フランチャイジーである加盟業者が、自ら小売販売業の許可を受けている場合には、フランチャイジーである加盟業者が、販売のために所持する製造たばこの合計本数によって所持数量２万本以上の判定を行います。

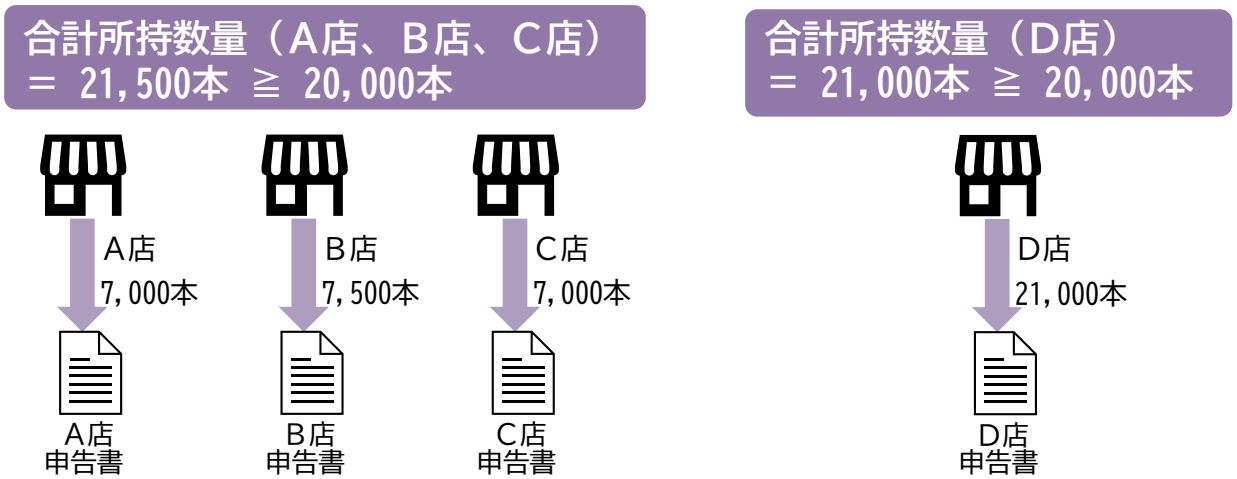


続き

VI その他

フランチャイズ加盟店等の申告書の提出について

製造たばこの小売販売業を行おうとする者は、たばこ事業法第22条第１項に規定する営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならないこととされています。
したがって、小売販売業者は、この許可を受けた営業所ごとに、たばこ税の手持品課税納税申告書を提出する必要があり、申告書の提出先については、この許可を受けた営業所の所在地を所轄する税務署長となります。



なお、複数の営業所又は貯蔵場所を同一税務署管内に有する場合には、それぞれの所持数量を合計の上、一通の申告書により申告しても差し支えありませんが、その場合には、申告書の「営業所及び貯蔵場所」の「所在地」及び「名称」欄に代表店舗名を記載し、営業所又は貯蔵場所ごとの所持数量の明細書（適宜の用紙に記載したもの）を添付してください。

VI その他

申告書提出前チェックシート

申告書を提出する前にご確認ください

	確　認　項　目	チェック
1	○　「所持する製造たばこの数量」欄（⑤～⑫欄）の確認 ・　本数で記載していますか。 （注）箱数・カートン数ではありません。	□
	・　１本単位で記入していますか（１本未満切捨て）	□
	・　「所持する製造たばこの数量の合計」欄（⑫欄）が０本ではありませんか。 （注）複数の営業所又は貯蔵場所の所持数量が合計２万本以上であるため、申告が必要な場合であっても、所持数量が０本の店舗については、申告書の提出は不要です。	□
2	○　端数計算の確認 ・　「納付すべき税額」欄（⑳欄）は、１００円単位（１００円未満切捨て）で記入していますか。	□
※	○　「住所」及び「所在地」欄は地番表示ではなく、住居表示で記載してください。 （例：○○市●●□丁目△番▲▲号）	

複数店舗をまとめて申告される方（12 頁参照）

3	○　まとめる店舗は同一税務署管内ごとにまとめられていますか。	□
4	○　「営業所又は貯蔵場所」の「所在地」及び「名称」欄に代表店舗名を記載していますか。	□
5	○　店舗ごとに税額の端数処理をしていませんか。	□
6	○　各店舗の所持数量の明細書（適宜の用紙）を添付していますか。	□

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について



たばこ税の手持品課税納税申告書には、マイナンバー（個人番号）又は法人番号の記載が必要です。
また、マイナンバー（個人番号）を記載した申告書を書面で提出する場合は、**毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要ですが、e-Taxを利用して送信すれば、本人確認書類の提示等は不要です。
国税に関するマイナンバー制度の詳しい情報は、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」をご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm

社会保障・税番号制度
＜マイナンバー＞について